

公益社団法人 伊勢市観光協会青年部 規約

(名称及び所在地)

第1条 本部会は(公社)伊勢市観光協会青年部(以下、青年部という)と称し、事務所を伊勢市観光協会事務局内におく。

(目的)

第2条 青年部は青年部事業や青年部活動への参画協力を通じて、伊勢地域の観光産業の振興及び、経済の活性化を図る事を目的とする。

(事業)

第3条 青年部は第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 観光に関する調査研究と情報、資料の収集
- (2) 観光の振興に関する行事の開催
- (3) 関係諸団体との連絡・協調を図る
- (4) (公社)伊勢市観光協会(以下、観光協会という)等から委託された事業の実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青年部の目的達成のために必要な事業の実施

(会員の資格)

第4条 青年部の会員は観光協会の会員事業所の経営者及び従業者で年齢45歳以下とする。

(入会・退会・除名)

第5条 会員となることを希望する者は、役員会の議決を経て、所定の入会手続きにより申込をしなければならない。第6条 会員は次の事由によって退会する。

- (1) 観光協会退会時
- (2) 年齢制限による場合は、その年齢に達した卒業年度を満了した時点を持って青年部卒業者(OB・OG)となり、退会となる
- (3) 青年部会員は、青年部役員会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる
- (4) 死亡
- (5) 除名

第7条 青年部は次の各号のいずれかに該当する会員を役員会の議決によって除名することができる。

- (1) 青年部の対面を傷つけ又は、目的遂行に反する行為を行った会員
- (2) 2年以上にわたって会員たる義務を怠った会員

(役員)

第8条 青年部に次の役員を置く。

(1) 部長 1名

副部長 3名以内

理事 12名以内

監事 2名

(2) 役員は総会において会員の中から選任し、又は解任する

(3) 役員の指名方法は別に定める

(部長予定者の指名方法)

第9条 次期の部長予定者は、当該年度の部長が三役会の承認を経て指名する。但し、この指名に際し、当該年度の部長は、任意に選任した委員で構成される部長選考委員会を設けることができる。当委員会の議長は当該年度の部長をもって当てる。

(副部長予定者、理事予定者及び監事・相談役予定者)

第10条 当該年度の部長により指名された、次期の部長予定者が、次期の副部長予定者、委員長予定者及び監事・相談役予定者を指名する。次期の委員長予定者が次期の副委員長予定者を指名し、次期の委員長予定者と次期の副委員長予定者をもって次期の理事予定者とする。

(相談役)

第11条 部長が必要と認めた場合、相談役を選任し、これに従事する事ができる。

(1) 定数 4名以内

(2) 青年部卒業者と青年部理事経験者の中から選任出来るものとする

(3) 部長が選任し、又は解任する

(4) 総会、臨時総会、役員会においての議決権は無いものとする

(5) 部長、副部長、理事及び監事への助言を行い、部務が円滑に行われるよう努力する

(6) 役員会の招集に応じ出席するものとする

(7) 任期は第13条(役員の任期)に準ずるものとする

(役員職務)

第12条 部長は青年部を代表し、部務を総理する。

2 副部長は部長を補佐し、部長事故のある時はその職務を代行する。

3 理事は部長及び副部長を補佐し部務を処理する。

4 監事は青年部の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員任期)

第13条 役員の任期は2ヶ年とする。

2 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第 14 条 青年部に総会をおく。

2 総会は通常総会と臨時総会とし、部長が招集する。

第 15 条 次にあげる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 事業計画及び予算、事業報告及び決算の承認
- (4) 特別委員会の設置

第 16 条 総会の議長は部長があたる。

第 17 条 総会は会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 総会における会員の議決権及び選挙権は各々 1 個とする。

4 会員はあらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名捺印した書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

5 前項の規定により議決権及び選挙権を行使するものは出席者とみなす。

第 18 条 部長は総会において議決された事項のうち、特に必要と認めるものについて観光協会長に報告しなければならない。

(役員会)

第 19 条 青年部に役員会をおく。

2 役員会は部長、副部長、理事、監事をもって組織する。

3 役員会は部長が必要であると認めるとき招集する。

4 部長が必要と認める場合、直前部長を招請することができる。

第 20 条 次にあげる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 委員会に関する事項
- (3) 青年部の運営に関する事項

(委員会)

第 21 条 青年部にその目的を達成するため、役員会の議決を経て委員会をおくことができる。第 22 条 委員会の構成並びに必要な事項は役員会の議決を経て、別に定める。

(特別委員会)

第 23 条 青年部にその目的を達成するために特に必要と認める場合において、総会の承認を経て特別委員会を設置する事が出来るものとする。

2 特別委員会は独立した委員会組織とし、会計も特別会計で計上するものとする。

3 特別委員会の設置にあたり、以下の各号に該当する条件を必ず満たすものとする。

(1) 委員長は青年部役員が担当するものとする。

(2) 副委員長は 4 名までとする。

(3) 設立時に規約を定める事とし、総会及び役員会で承認を得るものとする。

(4) 規約を改正する必要がある際には、総会及び役員会の承認を得るものとする。

(5) 年度単位で事業計画書及び予算を作成し総会及び役員会の承認を得るものとする。

(6) 独立性を高めるため、諸事項の決定は特別委員会内での承認で実行出来るものとする。但し規約、事業計画書及び予算の範囲内としこれを逸脱してはならない。

(会計)

第 24 条 青年部の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。第 25 条 青年部の経費は補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(運営ガイドライン)

第 26 条 役員会は会の円滑な運営の為に運営ガイドラインを設ける事が出来るものとする。

2 運営ガイドラインは、役員会に於いて管理し、役員会の議決をもって各条項の追加、修整、削除が出来るものとする。

付 則

1. この規約は平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

2. 平成 11 年 5 月 25 日 第 7 条一部追加改正。

3. 平成 12 年 1 月 25 日 第 8 条一部改正。

4. 平成 12 年 1 月 25 日 第 16 条一部追加改正。

5. 平成 23 年 9 月 27 日 第 9 条追加に伴い以下条文全て繰下げ。

6. 平成 24 年 5 月 22 日 第 2 条一部改正。

7. 平成 25 年 5 月 28 日 第 1 条一部改正。

8. 平成 26 年 5 月 27 日 第 1・2 条追加。

第 3・4・6・7・8・10・12・17・18・19・21・22 条、一部改正。

9. 平成 29 年 5 月 23 日 第 9 条、第 10 条追加に伴い以下条文全て繰下げ。

10. 平成 30 年 3 月 27 日 第 3・6・9・11 条、一部改正。

11. 平成 31 年 3 月 26 日 第 26 条追加。

〈追加付則〉第 6 条一部追加改正

令和 7 年 3 月 18 日 第 6 条追加

伊勢市観光協会青年部会員互助会会則

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、伊勢市観光協会青年部会員互助会（以下「会」という。）と称し、事務所を（公社）伊勢市観光協会事務局内におく。

(会の目的)

第2条 会は、相互扶助の精神に基づき会員の、親睦及び共済並びに福利増進、会員利益の追求を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- 給付金事業
ア 弔慰金
イ 疾病及び災害見舞金
ウ 結婚及び出産祝金
- 会員の親睦に関する事業
- 会員の福利厚生に関する事業
- 会員の利益となる事業
- その他運営上必要な事業

第2章 会員及び会費

(会員の範囲)

第4条 会の会員は、（公社）伊勢市観光協会青年部会員とする。

(会員の資格)

第5条 前条に規定する者で、入会申込みを行った者は会員の資格を取得する。

(資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当したときは、その翌日から会員の資格を失う。

- 死亡したとき
- 伊勢市観光協会青年部を卒業したとき
- 伊勢市観光協会青年部を退会したとき

(4) 伊勢市観光協会青年部を除名となった時

2 前項の規定のうち(2)については役員会で特に認めた者は、この限りでない。

(会費)

第7条 会員は、会の運営費用に充てるため、年額12,000円を会費として納入しなければならない。

2 新たに会に入会した者は、会員の資格を取得した日の月から起算し、年度末までの会費として、年会費を月割りした金額を納入しなければならない。

(会員の義務)

第8条 会員は、会員の資格を取得した日の属する年度から資格を喪失した日の前日の属する年度まで会費を納入するものとする。

第3章 運営組織

(機関)

第9条 本会に次の機関をおく。

- 総会
- 役員会
- 委員会

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関で、会の会員をもって構成する。

2 総会は、毎年2回3月と5月に招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は3分の1以上の会員から総会に付すべき事件を示して臨時総会の請求があったとき招集する。

3 前項の総会は、会長が招集する。

4 総会は、会員の半数以上をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 総会の議長は、会長があたる。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、次の事項について議決しなければならない。

- 会則の制定、改廃
- 事業計画及び予算、事業報告及び決算の承認
- 本会の重要な財産の取得及び処分に関すること
- 役員を選任及び解任
- その他重要な事項

(役員会)

第 12 条 役員会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名以内
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 理事 12 名以内
- (5) 監事 2 名

2 役員には、次に掲げる職にある者をあてる。

- (1) 会長 青年部部長
- (2) 副会長 青年部副部長
- (3) 事務局長 観光協会事務局
- (4) 理事 青年部理事
- (5) 監事 青年部監事

(役員任期)

第 13 条 役員任期は 2 年とする。

2 役員に欠員を生じたときは、速やかに補充しなければならない。

3 新たに選出された役員は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了後も後任の役員が選出されるまでの間は、その職務を行うものとする

(役員職務)

第 14 条 会長は、本会を代表し、次の職務を行う。

- (1) 会務を総括すること
- (2) 総会及び役員会を招集すること

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在又は事故のあるときこれを代行する。

3 事務局長は、会長及び副会長が不在又は事故のあるときこれを代行する。

4 その他の役員は、本会の業務運営の審議決定に参画する。

(役員会の召集)

第 15 条 役員会は、必要に応じて会長が召集する。

(役員会の議決事項)

第 16 条 役員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 互助会運営に関すること

(2) 総会の事項に関すること

(3) 予算の補正に関すること

(4) 会則の改廃、制定に関すること

(5) 総会の委任事項に関すること

(6) 総会の議決事項以外の議決に関すること

2 前項の第3号から第5号まで議決した場合は、次の総会において承認を得なければならない。

(委員会)

第 17 条 会の事業の円滑な運営を図るため、会に委員会を置く。

2 前項の委員会は、理事会において選出された理事が担当し、事業の企画・立案を行う。

3 委員会担当の理事は、会員の中から委員を選任する。

(事務局)

第 18 条 会の事務局に、事務局長を置くことができる。

2 前項に定める者の他、必要な職員を置くことができる。

(職責)

第 19 条 事務局長は、会長の命を受け、会の事務を統括掌理し所属職員を指揮監督する。

第 4 章 慶弔規定

(慶弔金)

第 20 条 会は、会員の慶弔に際して祝意または弔意を表す為、次の慶弔金を互助会会計より交付する。

①会員が結婚した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・祝電と記念品 5,000 円程度

②会員に子が誕生した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・祝い金 5,000 円

③会員が死亡した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・10,000 円と生花

④会員の両親、配偶者及び子が死亡した時・・・・・・5,000 円と生花

①②の祝い金と記念品は例会で部長から手渡す

第 21 条 前条で定めた以外に、役員会あるいは委員会で慶弔金を支払うことができる。但し、これは互助会会計には計上されない。

第 5 章 会 計

(運営費)

第 22 条 会の運営に要する経費は、会費、出資金、助成金、寄附金、利息その他の収入をもってあてる。

（特別会計の設置）

第 23 条 会は、一般会計のほかに特に必要があるときは、特別会計を設けることができる。

（積立金及び基金）

第 24 条 会は、総会の承認を得て、特定の目的のために財産を維持し、資金を積立て及び定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 会は、前項の規定以外に、会の財政の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内で現金を積立てることができる。

（会計年度）

第 25 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

2 会の出納は、翌年度の 5 月 3 1 日をもって閉鎖する。

（予算）

第 26 条 本会の収支は、すべて予算に計上しなければならない。

（決算）

第 27 条 会長は、会計年度終了後に決算書を作成し、総会に提出し、承認を求めなければならない。

（現金等の保管）

第 28 条 本会の現金及び有価証券等は、常に有利かつ確実な方法で管理しなければならない。

（書類の整備）

第 29 条 会長は、会計経理に必要な書類帳簿を備え常に収支状況を把握できるようにしておかなければならない。

（一時借入金）

第 30 条 会長は、本会の資金に不足を生じたときは、一時借入れすることができる。

第 8 章 雑 則

（委任）

第 31 条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1. この規約は平成 26 年 5 月 27 日から実施する。

2. 平成 27 年 6 月 23 日 第 7 条第 2 項追加。

3. 平成 29 年 5 月 23 日 第 20 条・第 21 条追加に伴い以下条文を全て繰下げ。

（事務局）

第 18 条 会の事務局に、事務局長を置くことができる。

2 前項に定める者の他、必要な職員を置くことができる。

（職責）

第 19 条 事務局長は、会長の命を受け、会の事務を統括掌理し所属職員を指揮監督する。